

○福岡県緑化センター条例

昭和五十九年三月三十一日

福岡県条例第四号

福岡県緑化センター条例をここに公布する。

福岡県緑化センター条例

(設置)

第一条 県民に対する緑化思想の普及及び啓発並びに緑化技術の指導等を行い、もって緑化の推進を図るため、福岡県緑化センター(以下「センター」という。)を設置する。

(平一七条例四二・一部改正)

(位置)

第二条 センターは、久留米市に置く。

(平一六条例五三・一部改正)

(利用の承認等)

第三条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)第三条から第六条まで及び第九条の規定は、センターの利用の承認等について適用する。
この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に関し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(平一七条例四二・一部改正)

(指定管理者による管理)

第四条 センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 一 センターの利用の許可に関する業務
- 二 センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

(平一七条例四二・全改)

(指定管理者の指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(平一七条例四二・追加)

(秘密保持義務)

第六条 指定管理者及びセンターの業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(平一七条例四二・追加)

(協議)

第七条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

(平一七条例四二・追加)

(規則への委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例四二・旧第五条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において、知事が規則で定める日から施行する。

(昭和五九年規則第三五号で昭和五九年五月一日から施行)

附 則(平成一六年条例第五三号)抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第二百十条の二第二項の表七十二の項及び九十の項の改正規定、同条例第二百一十一条第二項の表十一の項の改正規定並びに同条例第三百十条の二第二項の表福岡県立ふれあいの家北筑後の項の改正規定、第二条中福岡県事務処理の特例に関する条例別表四一の項市町村の欄の改正規定(「北野町 城島町 黒木町」を「黒木町」に、「城島町 黒木町 上陽町 立花町 広川町 矢部村 星野村 瀬高町」を「黒木町 上陽町 立花町 広川町 矢部村 星野村 瀬高町」に改める部分に限る。)、第十条の規定並びに第十一条中福岡県土木事務所等設置条例附則に一項を加える改正規定 平成十七年二月五日

附 則(平成一七年条例第四二号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この条例による改正前の福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例、福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例、福岡県平尾台自然観察センター条例、福岡県産炭地労働者体育施設条例、福岡県立勤労青少年文化センター条例、福岡県立あまぎ水の文化村条例、福岡県国際文化情報センター条例、福岡県立飯塚研究開発センター条例、福岡県漁港管理条例、福岡県立森林公園条例、福岡県緑化センター条例、福岡県建設技術情報センター条例、福岡県都市公園条例、福岡県営住宅条例、福岡県立久留米スポーツセンター条例、九州歴史資料館条例、福岡県立体育・スポーツ施設条例及び福岡県青少年科学館条例の管理の委託に係る規定及び処分その他の行為に係る規定は、平成十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。